

人権に関する法律・条例集

目 次

○法律（４）

法律名	施行年月日	頁
法① 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	H12(2000). 12. 6	1
法② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	H28(2016). 4. 1	3
法③ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	H28(2016). 6. 3	1 1
法④ 部落差別の解消の推進に関する法律	H28(2016). 12. 16	1 3

○人権全般に関する条例（１３）

条例名	施行年月日	頁
人① 鳥取県人権尊重の社会づくり条例（H21・R3改定）	H 8(1996). 8. 1	1 5
人② 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例	H 9(1997). 3. 27	1 7
人③ 人権が尊重される三重をつくる条例	H 9(1997). 10. 1	1 8
人④ 高知県人権尊重の社会づくり条例	H10(1998). 4. 1	2 0
人⑤ 佐賀県人権の尊重に関する条例	H10(1998). 4. 1	2 2
人⑥ 大阪府人権尊重の社会づくり条例（R1改定）	H10(1998). 11. 1	2 3
人⑦ 滋賀県人権尊重の社会づくり条例	H13(2001). 4. 1	2 5
人⑧ 愛媛県人権尊重の社会づくり条例	H13(2001). 4. 1	2 7
人⑨ 和歌山県人権尊重の社会づくり条例	H14(2002). 4. 1	2 9
人⑩ 栃木県人権尊重の社会づくり条例	H15(2003). 4. 1	3 1
人⑪ 福井県人権尊重の社会づくり条例	H15(2003). 4. 1	3 3
人⑫ 大分県人権尊重社会づくり推進条例	H20(2008). 12. 19	3 5
人①（改１） 鳥取県人権尊重の社会づくり条例 （一部改正）	H21(2009). 4. 1	3 9
人⑬ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	H30(2018). 10. 15	4 2
人⑥（改） 大阪府人権尊重の社会づくり条例（一部改正）	R 1(2019). 10. 30	4 7
人①（改２） 鳥取県人権尊重の社会づくり条例 （一部改正）	R 3(2021). 4. 1	4 9

○部落差別解消に特化した条例（7）

条例名	施行年月日	頁
部① 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例	S60(1985). 10. 1	5 2
部② 熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例（R2改正）	H 7(1995). 3. 16	5 6
部③ 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例（H31改正）	H 7(1995). 10. 20	5 8
部④ 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例	H 8(1996). 7. 1	6 0
部⑤ 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例	H 8(1996). 12. 25	6 2
部③（改） 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（全部改正）	H31(2019). 3. 1	6 4
部⑥ 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例	H31(2019). 3. 22	6 7
部⑦ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例	R 2(2020). 3. 24	6 9
部②（改） 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例（全部改正）	R 2(2020). 6. 29	7 1

○県内条例（5）

条例名	施行年月日	頁
宮① えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例	H30(2018). 3. 27	7 4
宮② 日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例	H30(2018). 12. 21	7 5
宮③ 延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例	R 1(2019). 10. 1	7 7
宮④ 小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例	R 1(2019). 10. 4	7 9
宮⑤ 木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例	R 3(2021). 3. 18	8 0

法① 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月 6日公布・施行

第1条（目的）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状其他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条（国の責務）

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条（国民の責務）

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条（財政上の措置）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

法② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年 6月26日交付

平成28年 4月 1日施行

令和 3年 6月 4日改正公布

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「障害者」身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 「社会的障壁」障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 「行政機関等」国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

(4) 「国の行政機関」次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

(5) 「独立行政法人等」次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 「地方独立行政法人」地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) 「事業者」商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

第3条（国及び地方公共団体の責務）

1 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第4条（国民の責務）

国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条

1 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

(5) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

1 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第9条（国等職員対応要領）

- 1 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

第10条（地方公共団体等職員対応要領）

- 1 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

第11条（事業者のための対応指針）

- 1 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

第12条（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第13条（事業主による措置に関する特例）

行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

第14条（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

第15条（啓発活動）

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第16条（情報の収集、整理及び提供）

1 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

第17条（障害者差別解消支援地域協議会）

1 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

第18条（協議会の事務等）

1 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

第19条（秘密保持義務）

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第20条（協議会の定める事項）

前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

第21条（主務大臣）

この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

第22条（地方公共団体が処理する事務）

第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

第23条（権限の委任）

この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

第24条（政令への委任）

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条

第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条

第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

第1条（施行期日）

この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

第2条（基本方針に関する経過措置）

1 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

第3条（国等職員対応要領に関する経過措置）

1 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

第4条（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

1 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

第5条（対応指針に関する経過措置）

1 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

第6条（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第7条（検討）

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

第8条（障害者基本法の一部改正）

障害者基本法の一部を次のように改正する。

第32条第2項に次の1号を加える。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第9条（内閣府設置法の一部改正）

内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第44号の次に次の1号を加える。

(44の2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第6条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

附則（改正部分）

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法③ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年 6月 3日交付・施行

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

第3条（基本理念）

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第4条（国及び地方公共団体の責務）

1 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第5条（相談体制の整備）

1 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

第6条（教育の充実等）

1 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

第7条（啓発活動等）

1 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

1 （略）

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

法④ 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日公布・施行

第1条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条（基本理念）

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第3条（国及び地方公共団体の責務）

1 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第4条（相談体制の充実）

1 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第5条（教育及び啓発）

1 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第6条（部落差別の実態に係る調査）

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

（平成28年11月16日／衆議院法務委員会）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

（平成28年12月8日／参議院法務委員会）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

人① 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成 8年 8月 1日施行

(鳥取県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかんがうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(鳥取県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(鳥取県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(鳥取県・第3条・市町村の責務)

市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(鳥取県・第4条・県内に暮らすすべての者の責務)

県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(鳥取県・第5条・基本方針)

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の基本理念
 - (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
 - (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
 - (4) 相談支援体制に関すること。
 - (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
 - (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(鳥取県・第6条・鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

- 1 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(鳥取県・第7条)

- 1 協議会は、委員26人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

人② 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

平成 9年 3月27日公布・施行

(奈良県・前文)

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

(奈良県・第1条・目的)

この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(奈良県・第2条・県の責務)

県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

(奈良県・第3条・県民の責務)

県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

人③ 人権が尊重される三重をつくる条例

平成 9年 7月 1日公布

平成 9年10月 1日施行

(三重県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

(三重県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(三重県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。

(三重県・第3条・県民等の責務)

1 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

(三重県・第4条・県と市町との協働)

1 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(三重県・第5条・基本方針)

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の基本理念
 - (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
 - (3) 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

(三重県・第6条・三重県人権施策審議会の設置)

- 1 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(三重県・第7条・審議会の組織等)

- 1 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 前2項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

人④ 高知県人権尊重の社会づくり条例

平成10年 3月30日公布

平成10年 4月 1日施行

(高知県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(高知県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(高知県・第2条・県の責務等)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(高知県・第3条・市町村の責務)

市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(高知県・第4条・県民の責務)

県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

(高知県・第5条・人権施策の基本方針)

知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(高知県・第6条・高知県人権尊重の社会づくり協議会)

1 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(高知県・第7条・委任)

この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

人⑤ 佐賀県人権の尊重に関する条例

平成10年 3月25日公布

平成10年 4月 1日施行

(佐賀県・前文)

すべて人間は、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利を生まれながらに享有している。

この人権は、すべての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は、人類普遍の原理として、日本国憲法の理念となっている。

私たちは、この崇高な理念の下、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

(佐賀県・第1条・目的)

この条例は、人権の尊重について、県、市町及び県民の責務を明らかにし、同和問題及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(佐賀県・第2条・県の責務)

県は、人権の尊重に関する県民相互の理解を深めるため、国及び市町と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。

(佐賀県・第3条・市町の責務)

市町は、人権の尊重に関する住民相互の理解を深めるため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。

(佐賀県・第4条・県民の責務)

県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(佐賀県・第5条・基本方針)

1 知事は、人権の尊重に係る教育及び啓発に関する施策を実施するための基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の基本方針を定めるに当たっては、市町、関係団体等の意見を聴くものとする。

人⑥ 大阪府人権尊重の社会づくり条例

平成10年10月30日公布

平成10年11月 1日施行

(大阪府・前文)

すべての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。

かかる理念を社会において実現することは、私たちすべての願いであり、また責務でもある。

しかしながら、この地球上においては、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害が存在しており、また、我が国においても人権に関する諸課題が存在している。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させていかなければならないという課題も存在している。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、大阪が世界都市として発展していくためにも、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。

私たち一人ひとりが、こうした人権尊重の社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(大阪府・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(大阪府・第2条・府の責務)

1 府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(大阪府・第3条・基本方針の策定)

- 1 知事は、人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定しなければならない。
- 2 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更するときは、あらかじめ大阪府人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問の上、その答申を添えて府議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、前項の意見を勘案した上で、第1項の基本方針を策定し、又は変更しなければならない。

(大阪府・第4条・審議会への諮問等)

- 1 審議会は、人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 2 審議会の会議は、原則として公開とする。

附帯決議

真にすべての人の人権が尊重される社会の実現のため、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の運用にあたっては、知事をはじめとする執行機関は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 大阪府人権施策推進審議会の運営に関しては、公正中立性及び透明性を確保すること。
- 2 審議会の学識経験者としての委員については、偏ることなく、幅広く選任すること。
- 3 本条例により、過剰な財政的な負担が生じないようにすること。
- 4 市町村、事業者及び府民と連携するにあたっては、その自主性を損なわないようにすること。

人⑦ 滋賀県人権尊重の社会づくり条例

平成13年 3月28日公布

平成13年 4月 1日施行

(滋賀県・前文)

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとは、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にす滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(滋賀県・第1条・目的)

この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(滋賀県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(滋賀県・第3条・県民および事業者の責務)

県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(滋賀県・第4条・人権施策基本方針)

1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する事。
- (3) 相談支援体制の整備に関する事。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関する事。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。

6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(滋賀県・第5条・人権施策基本方針との整合)

県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県・第6条・滋賀県人権施策推進審議会の設置)

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(滋賀県・第7条・審議会の組織等)

1 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

人⑧ 愛媛県人権尊重の社会づくり条例

平成13年 4月 1日施行

(愛媛県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(愛媛県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(愛媛県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。

(愛媛県・第3条・県民の責務)

県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(愛媛県・第4条・県と市町との協働)

1 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(愛媛県・第5条・基本方針の策定)

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。
- 2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

(愛媛県・第6条・愛媛県人権施策推進協議会)

- 1 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(愛媛県・第7条)

- 1 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(愛媛県・第8条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

人⑨ 和歌山県人権尊重の社会づくり条例

平成14年 4月 1日施行

(和歌山県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるようにすることが、私たちの責務であると確信する。

ここに、私たちは、自然と人間との共生を目指す和歌山県で、人権尊重の社会づくりを進めるために、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(和歌山県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(和歌山県・第2条・県の責務等)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(和歌山県・第3条・県民の責務)

県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

(和歌山県・第4条・人権施策基本方針)

1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する事。
- (3) 人権に関する相談支援体制の整備に関する事。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関する事。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。

(和歌山県・第5条・和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

1 和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議する。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(和歌山県・第6条・審議会の組織等)

1 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(和歌山県・第7条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

人⑩ 栃木県人権尊重の社会づくり条例

平成15年 4月 1日施行

(栃木県・前文)

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(栃木県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(栃木県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るように努めなければならない。

(栃木県・第3条・県民の責務)

1 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(栃木県・第4条・県と市町村との協力)

県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

(栃木県・第5条・施策の基本方針)

1 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

(2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

(3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(栃木県・第6条・栃木県人権施策推進審議会)

1 前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

人⑪ 福井県人権尊重の社会づくり条例

平成15年 4月 1日施行

(福井県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人の尊重ならびに生命、自由および幸福追求に対する権利の尊重を定めている日本国憲法の理念とするところである。

この理念の下、わたしたち一人一人が、互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う人権尊重の社会をつくり、もってより豊かなふるさと福井県を築くことは、わたしたちの願いであり、責務でもある。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する人権侵害に関する問題は依然として存在しており、さらに、国際化、情報化、少子高齢化等の進展に伴い、新たに取り組むべき課題も生じてきている。

ここに、わたしたちは、人権尊重の社会づくりに不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(福井県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人権尊重の社会の実現に寄与することを目的とする。

(福井県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を総合的に推進するための体制を整備し、および必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町、県民および事業者と連携するものとする。

(福井県・第3条・県民および事業者の責務)

県民および事業者は、人権に対する理解を深めるとともに、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる場において、常にすべての人の人権の尊重を念頭に置いて行動し、および県が実施する人権施策に積極的に協力するものとする。

(福井県・第4条・市町との協働)

県は、人権施策について市町と情報の交換等連携を密にすることにより、市町と協働して人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

(福井県・第5条・基本方針)

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、福井県人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。
- 6 知事は、基本方針に基づく人権施策の実施状況について、毎年度、福井県人権施策推進審議会に報告しなければならない。

(福井県・第6条・福井県人権施策推進審議会)

人権施策の推進に関する重要事項の調査審議等を行うため、福井県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(福井県・第7条・審議会の所掌事務)

審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針の策定に関し調査審議し、知事に対して意見を述べること。
- (2) 基本方針に基づく人権施策の実施状況に関し調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対して意見を述べること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、人権施策の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(福井県・第8条・審議会の組織等)

- 1 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

人^⑫ 大分県人権尊重社会づくり推進条例

平成20年12月19日公布

平成21年 4月 1日施行

(大分県・前文)

人権は、すべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利である。すべての人は、様々な個性をもった存在であり、人間として皆同じように大切な人権を有しているのである。

しかしながら、今日なお、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害が存在し、私たちの解決すべき課題となっている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、配慮するとともに、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

ここに、私たち大分県民は、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(大分県・第1条・目的)

この条例は、人権が尊重される社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに関して県が実施する施策（以下「人権尊重施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重施策を総合的に実施し、もってすべての人の人権が尊重される社会づくりを推進することを目的とする。

(大分県・第2条・基本理念)

人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

(大分県・第3条・県の責務)

- 1 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、人権が尊重される社会づくりの推進に当たっては、県民（県民がその構成員である団体を含む。以下同じ。）、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、人権尊重施策を実施するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大分県・第4条・県民の責務)

- 1 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる場において、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。
- 2 県民は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(大分県・第5条・事業者の責務)

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、人権尊重施策に協力するよう努めるものとする。

(大分県・第6条・市町村との協働)

県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について、相互に協力するものとする。

第2章 人権尊重施策の実施

(大分県・第7条・人権尊重施策基本方針)

- 1 知事は、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するため、人権尊重施策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針
 - (2) 相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針
 - (3) 社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりを推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本方針の具体化の方策としてその実施に関する計画を定めるものとする。

(大分県・第8条・差別をなくす運動月間及び人権週間)

- 1 差別の解消の取組を進めるために差別をなくす運動月間を、人権についての理解を広めるために人権週間を設ける。
- 2 差別をなくす運動月間は8月1日から同月31日までとし、人権週間は12月4日から同月10日までとする。
- 3 県は、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨を普及するとともに、その趣旨にふさわしい取組を行うものとする。
- 4 市町村は、地域の実情に応じて、差別をなくす運動月間及び人権週間の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

(大分県・第9条・顕彰)

- 1 知事は、基本理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりの推進に寄与し、県民の模範となる取組を行ったと認められるものを顕彰することができる。
- 2 知事は、前項の規定による顕彰を行うに当たっては、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の意見を聴くものとする。

(大分県・第10条・事業者を支援する施策)

知事は、人権教育及び人権啓発の活動に取り組む事業者に対して、その活動を支援する施策を行うものとする。

(大分県・第11条・調査研究)

知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(大分県・第12条・年次報告等)

知事は、毎年、人権尊重施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 大分県人権尊重社会づくり推進審議会

(大分県・第13条・大分県人権尊重社会づくり推進審議会)

次に掲げる事務を行うため、大分県人権尊重社会づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第7条第1項の規定による基本方針の策定に当たって意見を述べること。
- (2) 第9条第2項の規定により顕彰について意見を求められた事項について、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権が尊重される社会づくりの推進に関する重要な事項について、知事に提言すること。

(大分県・第14条・組織及び任期)

- 1 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(大分県・第15条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

人①(改1) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成 8年 8月 1日施行

平成21年 4月 1日改正施行

(鳥取県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の本質にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(鳥取県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(鳥取県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(鳥取県・第3条・市町村の責務)

市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(鳥取県・第4条・県内に暮らすすべての者の責務)

県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(鳥取県・第5条・基本方針)

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の基本理念
 - (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
 - (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
 - (4) 相談支援体制に関すること。
 - (5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
 - (6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(鳥取県・第6条・人権に関する相談)

- 1 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。
- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 相談者への助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
 - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
 - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
- 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県・第7条・鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

- 1 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができる。

(鳥取県・第8条)

- 1 協議会は、委員26人以内で組織する。
- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

人⑬ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

平成30年10月15日公布

(東京都・前文)

東京は、首都として日本を牽けん引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(東京都・第1条・目的)

この条例は、東京都（以下「都」という。）が、啓発、教育等（以下「啓発等」という。）の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

(東京都・第2条・都の責務等)

1 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。

3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第2章 多様な性の理解の推進

(東京都・第3条・趣旨)

都は、性自認（自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。）を理由とする不当な差別の解消（以下「差別解消」という。）並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(東京都・第4条・性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(東京都・第5条・都の責務)

1 都は、第3条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、前項の基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴くものとする。

3 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(東京都・第6条・都民の責務)

都民は、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(東京都・第7条・事業者の責務)

事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(東京都・第8条・趣旨)

都は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成二十八年法律第六十八号。以下「法」という。）第4条第2項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動（法第2条に規定するものをいう。以下同じ。）の解消を図るものとする。

(東京都・第9条・定義)

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公の施設」地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、都条例で設置する施設をいう。
- (2) 「表現活動」集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(東京都・第10条・啓発等の推進)

都は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(東京都・第11条・公の施設の利用制限)

知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

(東京都・第12条・拡散防止措置及び公表)

知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

- (1) 都の区域内で行われた表現活動
- (2) 都の区域外で行われた表現活動（都の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであって、都の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域内に拡散するもの

2 前項の規定による措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第1項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他知事が認める方法により行うものとする。

(東京都・第13条・審査会の意見聴取)

1 知事は、前条第1項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第2項の規定による申出があったときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が同条第1項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(1) 当該表現活動が前条第1項各号のいずれかに該当するものであること。

(2) 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は知事に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3 知事は、前条第1項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(東京都・第14条・審査会の設置)

1 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について調査審議するとともに、知事に意見を述べることができる。

(東京都・第15条・審査会の組織)

1 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員は、知事が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(東京都・第16条・審査会の調査審議手続)

1 審査会は、知事又は第13条第1項若しくは第3項の規定により調査審議の対象となっている表現活動に係る第12条第2項の規定による申出を行った都民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(東京都・第17条・審査会の規定に関する委任)

前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(東京都・第18条・表現の自由等への配慮)

この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

人⑥(改) 大阪府人権尊重の社会づくり条例

平成10年10月30日公布

平成10年11月 1日施行

令和 元年10月30日改正公布・施行

全ての人間が固有の尊厳を有し、かつ、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念とするところである。

かかる理念を社会において実現することは、私たち全ての願いであり、また責務でもある。

しかしながら、この地球上においては、今日もなお、社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害が存在しており、また、我が国においても人権に関する諸課題が存在している。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、かつ、他者の人権の尊重を念頭に置くべきであるという道理を、より一層浸透させていかなければならないという課題も存在している。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、大阪が世界都市として発展していくためにも、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することが、今こそ必要とされている。

私たち一人ひとりが、こうした人権尊重の社会づくりを進めるために、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(大阪府・第1条・目的)

この条例は、人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(大阪府・第2条・府の責務)

1 府は、前条の目的を達成するため、施策を実施するに当たって人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 府は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(大阪府・第3条・府民の責務)

府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深めるとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(大阪府・第4条・事業者の責務)

事業者は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その事業活動を行うに当たり、人権尊重のための取組を推進するとともに、府が実施する人権施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(大阪府・第5条・基本方針の策定)

- 1 知事は、人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定しなければならない。
- 2 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更するときは、あらかじめ大阪府人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問の上、その答申を添えて府議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、前項の意見を勘案した上で、第1項の基本方針を策定し、又は変更しなければならない。

(大阪府・第6条・審議会への諮問等)

- 1 審議会は、人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 2 審議会の会議は、原則として公開とする。

人①(改2) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成 8年 8月 1日施行

平成21年 4月 1日改正施行

令和 3年 4月 1日改正施行

(鳥取県・前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(鳥取県・第1条・目的)

この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(鳥取県・第2条・県の責務)

1 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(鳥取県・第3条・市町村の責務)

市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(鳥取県・第4条・県内に暮らす全ての者の責務)

県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(鳥取県・第5条・県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(鳥取県・第6条・基本方針)

- 1 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の基本理念
 - (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
 - (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
 - (4) 相談支援体制に関すること。
 - (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
 - (6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
 - (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(鳥取県・第7条・差別のない社会づくりの推進)

- 1 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。
 - (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - (2) いじめ又は虐待
 - (3) プライバシーの侵害
 - (4) 不当な差別的取扱い
- 2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
- 3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(鳥取県・第8条・人権に関する相談)

1 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県・第9条・鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

1 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(鳥取県・第10条)

1 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

部① 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

昭和60年 3月27日公布

昭和60年10月 1日施行

第1章 総則

(大阪府・第1条・目的)

この条例は、同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象（以下「部落差別事象」という。）を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査、報告等の行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(大阪府・第2条・定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「同和地区」歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。
- (2) 「興信所・探偵社業」府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。
- (3) 「興信所・探偵社業者」興信所・探偵社業を営む者をいう。
- (4) 「土地調査等」府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。

(大阪府・第3条・府、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の責務)

- 1 府は、国及び市町村と協力して、第1条の目的を達成するため必要な啓発に努めるものとする。
- 2 興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者は、その営業について、社会的責任を自覚し、第1条の目的に反する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 府民は、第1条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。

(大阪府・第4条・適用上の注意)

この条例の適用に当たっては、興信所・探偵社業者及び土地調査等を行う者並びに府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 興信所・探偵社業者

(大阪府・第5条・自主規制)

1 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に次に掲げる事項を遵守させるため必要な規約を設定するよう努めなければならない。

(1) 特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと。

(2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

2 興信所・探偵社業者の組織する団体は、その構成員である興信所・探偵社業者に前項の規約を遵守させるため必要な指導を行うよう努めなければならない。

3 興信所・探偵社業者の組織する団体は、第1項の規約を設定したときは、速やかに、当該規約の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る規約を廃止したときも、同様とする。

(大阪府・第6条・届出)

1 興信所・探偵社業を営もうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

2 前項の規定による届出をした興信所・探偵社業者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき、又はその営業を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(大阪府・第7条・遵守事項)

1 興信所・探偵社業者は、その営業に関し、第5条第1項各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 興信所・探偵社業者は、その営業に関し従業者に第5条第1項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

(大阪府・第8条・帳簿等の備付け)

興信所・探偵社業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その営業に関する帳簿及び従業者名簿を備え、規則で定める事項を記載しなければならない。

(大阪府・第9条・指示、営業停止及び聴聞の特例)

- 1 知事は、興信所・探偵社業者が第7条第1項の規定に違反したときは、当該興信所・探偵社業者に対し必要な指示をすることができる。
- 2 知事は、興信所・探偵社業者が前項の指示に従わないときは、当該興信所・探偵社業者に対し、1月を超えない範囲内で期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、大阪府行政手続条例（平成7年大阪府条例第2号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(大阪府・第10条・指導及び助言)

知事は、興信所・探偵社業者の組織する団体に対し第5条第1項の規約の設定について、興信所・探偵社業者に対し第7条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

(大阪府・第11条・報告の徴収等)

- 1 知事は、第7条の規定の実施に必要な限度において、興信所・探偵社業者に対しその営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、興信所・探偵社業者の営業所に立ち入り、帳簿及び書類（これらの作成又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第3章 土地調査等

(大阪府・第12条・遵守事項)

- 1 土地調査等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
 - (2) 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。
- 2 土地調査等を行う者は、その営業に関し従業者に前項各号に掲げる事項を遵守させるため必要な指導及び監督を行わなければならない。

(大阪府・第13条・指導及び助言)

知事は、土地調査等を行う者に対し、前条第2項の指導及び監督について必要な指導及び助言をすることができる。

(大阪府・第14条・報告の徴収)

知事は、第12条の規定の実施に必要な限度において、土地調査等を行う者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(大阪府・第15条・勧告)

知事は、土地調査等を行う者が第12条第1項の規定に違反したときは、当該者に対し、当該違反に係る行為を中止し、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(大阪府・第16条・事実の公表)

1 知事は、土地調査等を行う者が第14条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

第4章 雑則

(大阪府・第17条・規則への委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(大阪府・第18条・罰則)

第9条第2項の規定による命令に違反した者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(大阪府・第19条)

第11条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは質問を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(大阪府・第20条)

次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

(1) 第6条第1項の規定に違反してあらかじめ届出をせず、又は同条第2項の規定に違反して変更若しくは廃止の日から10日以内に届出をしなかった者

(2) 第8条の規定に違反した者

(大阪府・第21条・両罰規定)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

部② 熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例

平成 7年 3月16日 公布・施行

(熊本県・第1条・目的)

この条例は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること、又は居住していたことを理由となされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生防止について県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

(熊本県・第2条・県の責務)

県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、国及び市町村と協力して必要な啓発を行う責務を有する。

(熊本県・第3条・県民及び事業者の責務)

1 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、みずから啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(熊本県・第4条・指導及び助言)

知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(熊本県・第5条・規制)

県の区域内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、みずから調査し、又は調査を受託してはならない。

(熊本県・第6条・申出)

前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(熊本県・第7条・勧告等)

1 知事は、県内事業者が第5条の規定に違反したときは、当該県内事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、県内事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出又は説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(熊本県・第8条・解釈及び運用)

この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(熊本県・第9条・規則への委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第7条までの規定は、平成7年7月1日から施行する。

部③ 福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例

平成 7年10月20日公布・施行

(福岡県・第1条・目的)

この条例は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査（以下「調査」という。）の適正化に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

(福岡県・第2条・県の責務)

県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、国及び市町村と協力して必要な啓発を行う責務を有する。

(福岡県・第3条・県民及び事業者の責務)

1 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、調査を行い、又は依頼する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(福岡県・第4条・指導及び助言)

知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(福岡県・第5条・申出)

調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(福岡県・第6条・勧告等)

1 知事は、県の区域内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が自ら調査を行い、又は調査を受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、県内事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(福岡県・第7条・解釈及び運用)

この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(福岡県・第8条・規則への委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成8年1月1日から施行する。

部④ 香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例

平成 8年 3月26日公布

平成 8年 7月 1日施行

(香川県・第1条・目的)

この条例は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由となされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生の防止について県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の同和地区での居住に係る調査（以下「調査」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。

(香川県・第2条・県の責務)

県は、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、国及び市町と協力して必要な啓発を行うものとする。

(香川県・第3条・市町の責務)

市町は、住民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について必要な啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(香川県・第4条・県民及び事業者の責務)

1 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するものとする。

2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に係る資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(香川県・第5条・指導及び助言)

知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(香川県・第6条・申出)

調査の対象とされた者又は当該調査の事実を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(香川県・第7条・勧告等)

1 知事は、県内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該行為を中止すべき旨及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うに当たり必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた県内事業者がその勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた県内事業者がこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(香川県・第8条・解釈及び運用)

この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(香川県・第9条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

部⑤ 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例

平成 8 年 1 2 月 2 5 日 公布・施行

(徳島県・第 1 条・目的)

この条例は、部落差別の解消を図る見地から、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生の防止について県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去における同和地区での居住に係る調査（以下「調査」という。）の防止に関し必要な事項を定めることにより、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、もって県民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(徳島県・第 2 条・県の責務)

県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に資するため、国及び市町村と協力して必要な啓発を行うものとする。

(徳島県・第 3 条・市町村の責務)

市町村は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、住民の基本的人権の擁護に資するため、必要な啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(徳島県・第 4 条・県民及び事業者の責務)

- 1 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自らの啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するものとする。
- 2 県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に関する資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(徳島県・第 5 条・指導及び助言)

知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(徳島県・第 6 条・申出)

調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(徳島県・第7条・勧告等)

1 知事は、県内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該調査を中止すべき旨及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うに当たり必要な限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、県内事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定による必要な資料の提出若しくは説明を拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(徳島県・第8条・解釈及び運用)

この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようになさなければならない。

(徳島県・第9条・規則への委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、平成9年4月1日から施行する。

部③(改) 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

※ ③「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」(平成 7 年 10 月 20 日)
の全部改正

平成 31 年 3 月 1 日公布・施行

第 1 章 部落差別の解消の推進

(福岡県・第 1 条・目的)

この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(福岡県・第 2 条・基本理念)

部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(福岡県・第 3 条・県の責務)

県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(福岡県・第 4 条・相談体制の充実)

県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(福岡県・第 5 条・教育及び啓発)

県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(福岡県・第6条・部落差別の実態に係る調査)

県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(福岡県・第7条・意見の聴取)

知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものとする。

第2章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(福岡県・第8条・趣旨)

県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(福岡県・第9条・県の責務)

県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(福岡県・第10条・県民及び事業者の責務)

1 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査（以下「調査」という。）を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(福岡県・第11条・指導及び助言)

知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(福岡県・第12条・申出)

調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(福岡県・第13条・勧告等)

1 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

第3章 雑則

(福岡県・第14条・解釈及び運用)

この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(福岡県・第15条・規則への委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

部⑥ 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

平成31年 3月22日公布・施行

(奈良県・第1条・目的)

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(奈良県・第2条・基本理念)

部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(奈良県・第3条・県の責務)

県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(奈良県・第4条・基本計画)

- 1 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(奈良県・第5条・調査の実施)

- 1 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。
- 2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないよう留意しなければならない。

(奈良県・第6条・相談体制の充実)

県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(奈良県・第7条・教育及び啓発)

県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(奈良県・第8条・推進体制の充実)

県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(奈良県・第9条・委任)

この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

部⑦ 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

令和 2年 3月24日公布・施行

(和歌山県・第1条・目的)

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(和歌山県・第2条・基本理念)

部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(和歌山県・第3条・部落差別の禁止)

- 1 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。
- 2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(和歌山県・第4条・県の責務)

- 1 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。
- 3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(和歌山県・第5条・県民の責務)

- 1 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。
- 2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(和歌山県・第6条・事業者の責務)

- 1 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(和歌山県・第7条・部落差別への取組)

- 1 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。
- 2 県は、前項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、前項の部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。
- 3 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(和歌山県・第8条・教育及び啓発)

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(和歌山県・第9条・相談体制の充実)

- 1 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。
- 2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

(和歌山県・第10条・部落差別の実態把握)

県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

部②(改) 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

※ ②「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」
(平成 7年 3月16日)の全部改正

令和 2年 6月29日公布・施行

(熊本県・第1条・目的)

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(熊本県・第2条・基本理念)

部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(熊本県・第3条・県の責務)

県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(熊本県・第4条・相談体制の充実)

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(熊本県・第5条・教育及び啓発)

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(熊本県・第6条・部落差別の実態に係る調査)

県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

(熊本県・第7条・県民及び事業者の責務)

1 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(熊本県・第8条・指導及び助言)

知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(熊本県・第9条・規制)

事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

(熊本県・第10条・申出)

前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(熊本県・第11条・勧告等)

1 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(熊本県・第12条・解釈及び運用)

この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(熊本県・第13条・規則への委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

宮① えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例

平成30年 3月27日公布・施行

(えびの市・第1条・目的)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめ障害、性別等による差別などあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより人権擁護の意識を高め、もって平和で明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(えびの市・第2条・市の責務)

市は、必要な施策を推進するとともに市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(えびの市・第3条・市民の責務)

すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(えびの市・第4条・市の施策の推進)

市は、あらゆる差別をなくすために必要な社会福祉の増進、人権擁護意識の高揚等に関する施策について市民及び各種関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(えびの市・第5条・教育及び啓発活動の充実)

市は、市民の人権意識の高揚を図るため、各種関係団体と協力しあらゆる機会をとらえて人権教育の推進を図るとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(えびの市・第6条・委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

宮② 日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例

平成30年12月21日公布・施行

(日向市・第1条・目的)

この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法令及び日向市人権尊重都市宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、性的少数者等への差別などのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重され、もって互いに認め合い、それぞれの個性を生かしたまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(日向市・第2条・市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努める責務を有する。

(日向市・第3条・市民の責務)

全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(日向市・第4条・市の施策の推進)

市は、あらゆる差別をなくすため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を深め、市民と協力し、効果的な施策の推進に努めるものとする。

(日向市・第5条・教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(日向市・第6条・相談体制の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

(日向市・第7条・実態調査)

市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

(日向市・第8条・財政上の措置)

市は、あらゆる差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(日向市・第9条・委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

宮③ 延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例

令和 元年 10月 1日施行

(延岡市・第1条・目的)

この条例は、すべての国民の基本的人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）等の関係法律の理念に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等へのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）は決して許されるものではないとの認識の下、あらゆる差別の解消を図るために必要な事項を定めることにより、すべての市民の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(延岡市・第2条・基本理念)

あらゆる差別の解消を図るための施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、あらゆる差別を解消することの必要性に関し市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより行われなければならない。

(延岡市・第3条・市の責務)

市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うとともに、市民の人権意識を高めるよう努めるものとする。

(延岡市・第4条・市民の責務)

市民は、基本理念に基づき、市民相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、市が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するものとする。

(延岡市・第5条・推進方針の策定等)

- 1 市は、第3条に規定する施策を行うにあたり、延岡市人権教育・啓発推進方針（以下「推進方針」という。）を策定する。
- 2 推進方針に、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 人権教育及び人権啓発に関すること。
 - (2) 人権相談体制に関すること。
 - (3) 人権施策の推進体制に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、あらゆる差別の解消を図り人権が尊重される社会の実現に関すること。
- 3 市は、推進方針の策定にあたっては、市民の意見を反映させるために必要な取組を行うものとする。
- 4 市は、社会情勢の変化等により必要が生じたときは、推進方針を見直すものとする。

(延岡市・第6条・調査の実施)

市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、人権に関する市民の意識調査等を行うものとする。

(延岡市・第7条・教育及び啓発の実施)

市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(延岡市・第8条・相談体制の充実)

市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に誠実に応じるために必要な相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(延岡市・第9条・推進体制の充実)

市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国、県等と連携を図るとともに、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(延岡市・第10条・財政上の措置)

市は、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うにあたり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

(延岡市・第11条・委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

宮④ 小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例

令和 元年 10 月 4 日公布・施行

(小林市・第 1 条・目的)

この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念並びに「人権擁護都市」宣言（平成 18 年 12 月 22 日小林市議会議決）の精神にのっとり、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等に対する差別などのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、市民の人権を守るために必要な事項を定めることにより、市民一人一人の人権が尊重され、もってあらゆる差別のない明るく住みよい小林市の実現に寄与することを目的とする。

(小林市・第 2 条・市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携して、必要な施策を講ずるものとする。

(小林市・第 3 条・市民の役割)

全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(小林市・第 4 条・教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別をなくすため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(小林市・第 5 条・相談体制の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(小林市・第 6 条・実態調査)

市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、国が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、あらゆる差別の実態に係る調査を行うものとする。

(小林市・第 7 条・委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

宮⑤ 木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例

令和 3年 3月18日 公布・施行

(木城町・第1条・目的)

この条例は、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害、疾病等のあらゆる差別をなくし町民一人ひとりの参加による「人権尊重のまち」の建設のため、基本理念を定め、町、町民及び教育の果たすべき責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を実現することを目的とする。

(木城町・第2条・基本理念)

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の理念にのっとり、すべての人が個人として尊重され、差別的な扱いや言動又は暴力的行為を受けることのない明るく住みよい地域社会を目指し、多様性の理解増進及び人権意識の高揚を図るものとする。

(木城町・第3条・定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「多様性」年齢、国籍、文化的背景又は価値観等の違い、障害又は疾病の有無、多様な性など一人ひとりが違った個性や能力を持った多様な人々によって社会が構成されていることを理解し、それぞれの違いを認め合い、多様な人々が自分の能力を発揮することができること。
- (2) 「性的指向」異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念
- (3) 「性自認」自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識
- (4) 「カミングアウト」これまで公にしていなかった自らの性的指向又は性自認を表明すること。
- (5) 「アウティング」本人の了解を得ずに他の人に公にしていらない性的指向又は性自認のことを暴露すること。
- (6) 「ヘイトスピーチ」特定の国の出身者又はその子孫である人々を誹謗中傷し、日本社会から排除しようとする差別的言動

(木城町・第4条・町の責務)

町は、第2条に規定する基本理念にのっとり、多様性の理解増進及び人権意識の高揚に関する施策を実施する責務を有する。

(木城町・第5条・町民の責務)

- 1 町民は、多様性に関する理解を深め、互いに思いやりの心を持ち、差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する多様性の理解増進及び人権意識の高揚に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木城町・第6条・教育の責務)

- 1 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び保育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は、多様性を認め合い他者を思いやる心の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。
- 2 教育関係者は、町が実施する多様性の理解増進及び人権意識の高揚に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木城町・第7条・権利侵害の禁止)

何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。
- (2) アウティング
- (3) ヘイトスピーチ
- (4) 感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること等を理由として、感染症の患者及びその家族並びに医療従事者及びその家族のプライバシーを侵害すること。
- (5) 感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等による誹謗中傷又は差別的な扱いや言動をすること。
- (6) 前5号のほか、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害、疾病その他の事由を理由とする差別的な扱いや言動又は暴力的行為

(木城町・第8条・施策の実施)

- 1 町は、第4条の規定に基づき、次に掲げる多様性の理解増進及び人権意識の高揚に関する施策を実施するものとする。
 - (1) 多様性及び人権に関する町民の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うこと。
 - (2) 関係機関との連携を図り、多様性及び人権に関する相談に的確に応じること。
- 2 町は、前項各号に掲げるもののほか、町が実施する事務事業において、多様性及び人権に配慮するよう努めなければならない。

(木城町・第9条・委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

